

津島福居町内会規約施行規則

この施行規則は、津島福居町内会規約第 41 条の規定に基づき、次のとおり定める。

(事業及び組織)

第 1 条 津島福居町内会規約（以下「規約」という。）第 1 条の目的を達成するため次の各部を置きそれぞれの事業を行う。ただし、次の事業以外の重要な事業に対しては、特別の部を設置することができる。

一 総務部 会員との連絡、総会、役員会の開催、津島学区町内会、連合町内会又は役所との連絡、各部相互並びに区域内諸団体との連絡、他の部に属さない事業

二 経理部 予算、決算及び会計に関すること。

三 広報部 市政広報との連絡協調、会の広報、区域内諸団体との広報の連絡

四 地域安全部 街灯の設置、管理、夜警の計画、防火所設備の確保、交通事故防止対策、青少年の健全育成等防犯、防火に関する事業

五 保健衛生部 道路及び下水の清掃、伝染病予防、蚊、ハエ、ネズミの駆除、塵芥の不法投棄排除等保健衛生に関する事業

六 福利厚生部 各種リクリエーション、子供会、婦人会、福寿クラブその他のグループ活動の推進、各種公共福祉募金等福利厚生に関する事業

七 土木部 公会堂等の維持管理、防災及び土木に関する事業

八 文化部 地域の文化の発展に関する事業

九 体育部 体育の振興に関する事業

2 前項の各部ごとに部長及び副部長を置く。部長又は副部長は、役員の中から互選とする。

3 会長は、特別の部を設置した場合、役員以外の者を役員に推薦し、部長又は副部長に選任することができる。

(会員)

第 2 条 規約第 5 条及び第 7 条に定める個人とは、運用上世帯の代表者と読み替えるものとする。

(会費)

第 3 条 本会の会費は、月額 250 円とする。

- 2 会費の納入は、半年分又は1年分を一括納入する。ただし、納入の時期は、半年分については3ヶ月以内、又1年分については6ヶ月以内に納入しなければならない。

(入会の手続)

第4条 本会に入会しようとする者は、別紙入会申込書を地区の副会長を經由して会長に提出するものとする。

(地区代表及び評議員)

第5条 本会の区域を8地区に分け、副会長及び副会長補佐が掌理する。

- 2 8地区を44班に分け、各班に代表者として評議員を置く。

第1地区 A班～E班、H班 (6班)

第2地区 A班～E班 (5班)

第3地区 A班～J班 (10班)

第4地区 A班～E班 (5班)

第5地区 A班～G班 (7班)

第6地区 A班～C班 (3班)

第7地区 A班～E班 (5班)

第8地区 A班、B班 (2班)

- 3 評議員の職務は、次のとおりとする。

- 一 回覧板の回付等区域内住民相互の連絡
- 二 町内会費の徴収及び各種公共福祉募金

- 4 評議員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

附則

- 1 この施行規則は、平成19年5月12日から施行し、平成19年4月1日から適用する。
- 2 平成28年4月24日から施行する。